

## ★ 労働審判制度の特徴

### ① 個別労働紛争が対象

事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルの解決に利用できます。

### ② 労働関係の専門家が関与

雇用関係の実情や労使慣行等に関する詳しい知識と豊富な経験を持つ労働審判員が、中立かつ公正な立場で、審理・判断に加わります。

### ③ 3回以内の期日で決着

原則として3回以内の期日で審理（調停を含む。）を終えます。  
したがって、トラブルの内容が複雑で、限られた期日の中で審理を終えることが難しそうな事案にはなじみません。

### ④ 事案の実情に即した柔軟な解決

調停を試み、調停による解決に至らない場合には、審理の結果認められた当事者間の権利関係と手続の中で現れた諸事情を踏まえ、事案の実情に即した判断（労働審判）を行い、柔軟な解決を図ります。

### ⑤ 異議申立て等で訴訟移行

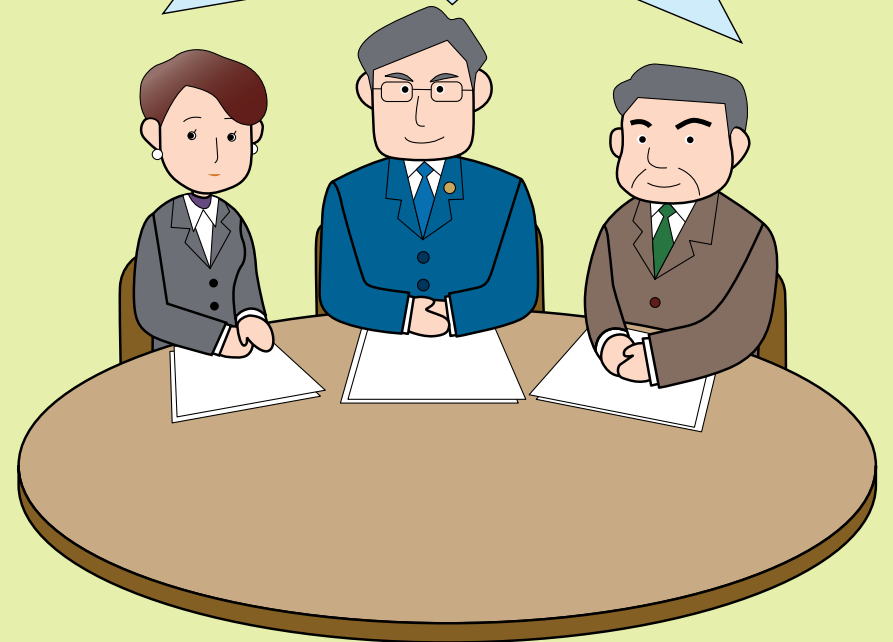
労働審判に対する異議申立てにより、労働審判が失効した場合や、労働審判委員会が、労働審判を行うことが不相当であると判断し、労働審判事件を終了させた場合等は、訴訟へ移行します。

## ★ 労働審判制度の利用にあたっての留意点

- 3回以内の期日で集中して審理を行うためには、当事者が、早期に的確な主張・立証を行うことが重要です。そのためには、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいでしょう。
- 労働紛争の解決方法には、労働審判手続以外にも様々な手続があります。それぞれの手続の特徴と事案の実情等を踏まえて、どの手続を利用するのが良いのかを十分に検討した上で手続を選択してください。  
※ 労働審判手続以外の労働紛争の解決手続については、リーフレット「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」をご覧ください。
- その他、不明な点は、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。

# ご存じですか？ 労働審判制度

裁判官と労働関係の専門家が、3回以内の期日で  
トラブルの解決にあたります！



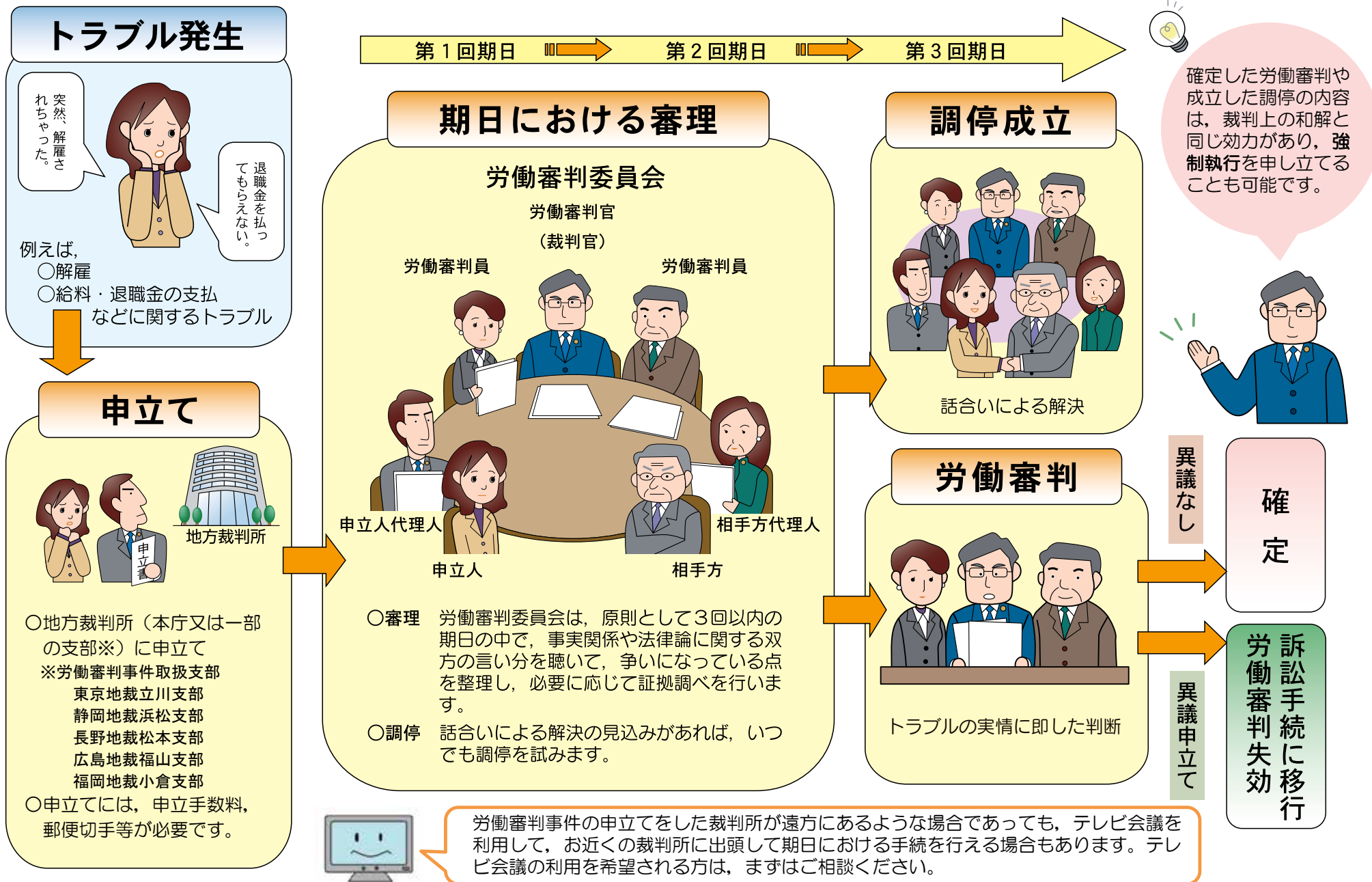
最高裁判所

<https://www.courts.go.jp/>

# ～労働審判手続の流れ～

労働審判制度とは

労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)を行うという紛争解決制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。



## トラブル発生

突然、解雇されちゃった。



退職金を払ってもらえない。

例えば、  
○解雇  
○給料・退職金の支払  
などに関するトラブル

## 申立て



地方裁判所

- 地方裁判所（本庁又は一部の支部※）に申立て
- ※労働審判事件取扱支部  
東京地裁立川支部  
静岡地裁浜松支部  
長野地裁松本支部  
広島地裁福山支部  
福岡地裁小倉支部
- 申立てには、申立手数料、郵便切手等が必要です。

第1回期日 → 第2回期日 → 第3回期日

## 期日における審理

労働審判委員会

労働審判官  
(裁判官)

労働審判員

労働審判員

申立人代理人

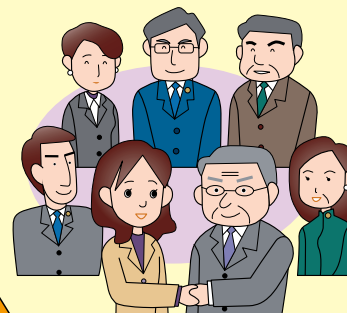
相手方代理人

申立人

相手方

- 審理 労働審判委員会は、原則として3回以内の期日の中で、事実関係や法律論に関する双方の言い分を聴いて、争いになっている点を整理し、必要に応じて証拠調べを行います。
- 調停 話し合いによる解決の見込みがあれば、いつでも調停を試みます。

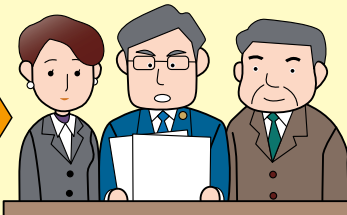
## 調停成立



話し合いによる解決

確定した労働審判や成立した調停の内容は、裁判上の和解と同じ効力があり、強制執行を申し立てることも可能です。

## 労働審判



トラブルの実情に即した判断

異議なし

確定

異議申立て

訴訟手続に移行  
労働審判失効



労働審判事件の申立てをした裁判所が遠方にあるような場合であっても、テレビ会議を利用して、お近くの裁判所に出頭して期日における手続を行える場合もあります。テレビ会議の利用を希望される方は、まずはお相談ください。